

中央防災会議  
第40回議事録

内閣府政策統括官（防災担当）

# 中央防災会議

## 議事次第

日 時：令和3年5月25日（火）9:15～9:35

場 所：官邸2階大ホール

### 1. 開 会

### 2. 議 題

- (1) 防災基本計画等の修正について【決定事項】
- (2) 令和3年度総合防災訓練大綱について【決定事項】
- (3) 中央防災会議運営要領の改正について【決定事項】
- (4) その他報告事項【報告事項】

### 3. 会長発言（内閣総理大臣）

### 4. 閉 会

○小此木内閣府特命担当大臣（防災） おはようございます。

私は防災担当の小此木八郎と申します。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまから「中央防災会議」を開会いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ、お集まりいただき誠にありがとうございます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

時間が限られておりますが、各委員の御紹介は配付の名簿のとおりとさせていただきます。しかし、今月20日に施行した災害対策基本法の改正により、新たに沖田内閣危機管理監が委員に加わっております。また、約1年前の持ち回りによる開催以降、委員に就任した岡委員、大原委員及び中川委員よりそれぞれ一言御挨拶をいただきたいと思っております。岡委員よりよろしくお願い申し上げます。

○岡委員 日本電信電話株式会社、岡と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○小此木内閣府特命担当大臣（防災） 大原委員、よろしく願いします。

○大原委員 国立研究開発法人土木研究所水災害・リスクマネジメント国際センター主任研究員の大原美保と申します。

政策研究大学院大学防災学プログラム連携教授もやっております。災害対応やリスク評価などの研究をやっております。よろしく願いいたします。

○小此木内閣府特命担当大臣（防災） 中川委員、よろしく願いします。

○中川委員 被災者健康支援連絡協議会会長で、日本医師会会長の中川俊男です。よろしく願いいたします。

○小此木内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

6つの議題について一括して説明をした後に意見交換を行い、決定事項につき、お諮りしたいと思っております。議題については、和田内閣府大臣政務官から御説明申し上げます。どうぞ。

○和田内閣府大臣政務官（防災） おはようございます。内閣府大臣政務官の和田でございます。

お手元の資料に沿って御説明申し上げます。

本日は、防災基本計画等の修正、令和3年度総合防災訓練大綱及び中央防災会議運営要領の改正がこの会議の決定事項でございます。

まず、議題（1）の防災基本計画等の修正について御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

今回の防災基本計画の修正では、災害対策基本法等の一部改正法による災害対策本部の見直しや、避難勧告と避難指示の一本化等の内容を反映するとともに、新型コロナウイルス感染症対策として、避難所における対策やパーティション等の備蓄の促進等を盛り込むほか、女性の視点を踏まえた防災対策の推進など、最近の施策の進展等を踏まえた修正を行っております。また、南海トラフ地震防災対策推進基本計画につきましても、今回の法

改正を踏まえて同様の変更を行っております。

次に、課題（２）の令和３年度総合防災訓練大綱について御説明申し上げます。

資料２を御覧ください。

今年度は、災害対策基本法の改正及び新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、新たな避難情報の発令・伝達、避難判断等の理解促進のための訓練の実施、感染症対策を徹底しつつ、可能な限り訓練を行うべきことの周知等を盛り込んでおります。

次に、議題３の中央防災会議運営要領の改正について御説明申し上げます。

資料３を御覧ください。

今回の法改正により、防災担当大臣が必置化されることを踏まえて、審議の内容等を公表するものとして「防災担当大臣が置かれていない場合にあっては内閣官房長官」と定める規定を削除する改正を行います。

次に、報告事項でございます。

まず、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律について、御説明申し上げます。

資料４を御覧ください。

本法律は支援金の支給対象となる被災世帯として、損害割合が30%台の中規模半壊世帯を追加し、同世帯に対し、居住する住宅を建設または購入する場合は100万円、補修する場合は50万円、賃借する場合は25万円を支給するものです。昨年11月の臨時国会での審議を経て12月４日から施行されました。なお、令和２年７月豪雨以降の災害から適用されています。

次に、災害対策基本法等の一部を改正する法律について御説明します。

資料５を御覧ください。

本法律は、近年頻発化する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を図る観点から、避難勧告及び避難指示の、避難指示への一本化、個々の高齢者、障害者等の避難支援の計画である個別避難計画の作成の市町村への努力義務化、広域避難にかかる住民等の受入れに関する規定の整備等を行うほか、国の災害対策の実施体制の強化を図る観点から、非常災害対策本部の本部長の内閣総理大臣への変更等を行うものです。今国会での審議を経て、今月20日から施行されております。

最後に、会長専決事項の処理について御説明申し上げます。

資料６を御覧ください。

前回の中央防災会議以降、本日までの間に89件を会長専決いたしましたので、御報告申し上げます。案件の詳細は資料６に記載しております。

以上でございます。

○小此木内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございます。

それでは、審議に移りたいと存じます。

議題につきまして、御質問、御意見、既にいただいているものもありますが、皆様からよろしく願います。

まず、武田総務大臣、お願いいたします。

○武田総務大臣 今回の災害対策基本法等の一部改正により、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、避難指示への一本化などの見直しが行われたところであります。総務省ではこの趣旨を踏まえ、市町村長が適時的確に避難指示を発令し、人的被害を未然に防げるよう、平時からの研修、災害切迫時の助言、情報の提供の充実に取り組むこととしております。

引き続き市町村の災害対応力が一層強化されるよう、内閣府などの関係省庁と連携してしっかり支援してまいります。

○小此木内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございます。

続いて平井国務大臣、お願いします。

○平井内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度・デジタル改革） デジタル改革の司令塔となるデジタル庁では、未来志向のDXを大胆に推進していきたいと考えています。その他、国や自治体の情報システムのみならず、国民の生活に密接に関連する防災にあっても、準公共分野の一つとして、社会課題の抽出や実現すべきサービスの設定、システムの整備等を一気通貫で支援するプログラムを検討したいと考えており、デジタルの力で命を救う防災分野の社会実装を進めていきたいと考えています。

そうした観点から、例えば国民一人一人にとって最高位の身分証であるマイナンバーカード、これだけをお持ちになって避難していただければ、避難所においても、所在確認が正確に行えるようになり、また避難された先でも、健康情報や薬剤情報などがマイナポータルを通じて把握できるようにしていきたいと考えます。

さらに、被災後、被災者が罹災証明書を申請する際も、従来のアナログな手順で時間や手間をかけるのではなく、電子申請やコンビニでの交付を早期に実現して、迅速かつ確実な被災者支援につながるように変革していきます。

非常時である災害時においてこそ、国民のほうにデジタルの力を感じていただけるよう、様々なサービスを国民目線で実現してまいりたいと思います。

○小此木内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございます。

続いて、丸川国務大臣、お願いします。

○丸川内閣府特命担当大臣（男女共同参画・東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会） 防災分野への女性の参画拡大は、災害に強い社会の実現にとって欠かせません。3月に女性の登用について、総理から全ての閣僚に対して指示がありました。小此木大臣におかれましては、早速中央防災会議の委員に女性を増やしていただきまして、誠にありがとうございます。

今般の防災基本計画の修正で、新たに盛り込みました地方防災会議への女性の参画拡大、災害時の性暴力・DV防止について、小此木大臣と連携して取り組んでまいります。

また、東京オリパラ大会まで2か月を切りました。大会の成功には新型コロナ対策も踏まえた災害対策が不可欠となります。安全安心な大会の実現のため取り組んでおりますの

で、引き続き御協力をよろしくお願いいたします。

○小此木内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございます。

続いて、井上国务大臣、お願いします。

○井上内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全、クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策、宇宙政策） 災害対応業務のデジタル化の重要性が高まる中、SIP戦略的イノベーション創造プログラムの研究成果である情報共有システムSIP4Dへの防災情報の集約や、ISUT、災害情報支援チームでの活用について、防災基本計画に位置づけをいただいたところです。

科学技術イノベーション担当としましては、引き続き先端ICTを活用した情報共有システムの高度化等に関する研究開発と社会実装に取り組み、防災・減災対策の向上に貢献してまいりたいと思います。

○小此木内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございます。

続きまして、小室委員、よろしくお願いいたします。

○小室委員 コロナ禍におきまして、民間の企業、機関等、様々な業務のデジタル化、ネットワーク化は急速に進みました。災害対応業務におきましても、今、大臣がおっしゃったように、国も防災の共有システムを構築するということでございます。それらが、ぜひ広く民間にも利活用できるよう一層の推進をお願いしたいと存じます。

もう一点、防災業務、避難所運営等に当たって、コロナ感染対策の徹底がうたわれております。したがって、コロナ感染を恐れるがゆえに避難しないという誤ったリスク判断がされないよう、災害時に引き続き注意喚起をお願いしたいと存じます。

以上です。

○小此木内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。

よろしゅうございましょうか。

ありがとうございました。

それでは、3件の決定事項については、原案のとおり進めてまいりたいと存じますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○小此木内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございます。

それでは、報道の方に入室していただいた後、総理より御発言をお願いしたいと存じます。マスコミの方、どうぞ。

（報道関係者入室）

○小此木内閣府特命担当大臣（防災） それでは、総理、お願いします。

○菅内閣総理大臣 本日はお忙しい中、中央防災会議にお集まりいただきまして、感謝申し上げます。

令和2年7月豪雨や冬の大雪、令和3年2月の福島県沖を震源地とする地震など、大規

模な自然災害が頻発をいたしております。新型コロナの影響が長引く中でも、災害対応にはいささかの間隙も生じてはならず、避難所などにおいて感染拡大を防止しながら万全を期さなければなりません。災害により被害に遭う方を一人でも少なくしていくことは、私たちの使命です。中央防災会議においては、政府、自治体、民間が連携し、これまでに得られた経験や教訓を生かし、災害対応に全力で取り組んでまいりました。

また、今国会においては、災害対策基本法も改正され、20日に施行されたところであります。

このような背景を踏まえ、この度、防災基本計画を改訂し、政府における体制の見直しや避難指示などの避難情報の整理、避難所などの感染症対策や女性の視点も踏まえた防災対策の拡充などを行いました。

また、令和3年度総合防災訓練大綱を決定し、国や地方公共団体が災害対策基本法の改正や新型コロナ対策などを踏まえた防災訓練を行うことといたしました。

各大臣にあっては、本日の決定事項に基づき、さらなる防災・減災対策の充実、強化を着実に推進してください。特に本年は、既に沖縄地方から東海地方まで広い範囲で平年より早く梅雨入りしております。昨今の災害の激甚化も踏まえ、一層の緊張感をもって万全の体制で災害対応に臨むようお願いいたします。

**○小此木内閣府特命担当大臣（防災）** ありがとうございます。

本日の審議の内容等につきましては、この後行われます会見にて、私から発表することとさせていただきます。

それでは、これもちまして本日の会議を終了いたします。ありがとうございます。